

# JML 会員登録のお勧め

Japan Microlight aeronautic League

★このパンフレットは、下記の皆様にご案内するものです



- 1、現在、JML 会員登録中で「間もなく有効期限終了」が迫っている方
- 2、以前、JML 会員でしたが「すでに有効期間が過ぎて」しまっている方
- 3、「新しく JML 会員として登録」をご希望（新規ご入会）の方

## 1、正会員登録(継続・新規)の手続きについて ……

- (1) 会員登録のお申込みは、規定の郵便振込用紙を使い会費を納入するかたちで行います。  
日本マイクロライト航空連盟事務局に連絡して「郵便振込用紙」入手ください。  
(現在会員の方へは有効期限の切れる1ヶ月前位までに JML 事務局より用紙も含めて案内します)
- (2) 会員の年会費は、**12,000円**です。(2017年4月1日付以降の会員会費) 下記の【事例】参照  
(納入された会費は返金できません。登録料は無料です) ※会費は1年単位での更新となります。

## 2、会員登録証の発行について (=保険対象期間) ……

更新もしくは新規入会されますと1年間有効の「会員登録証・保険証」が本人宛に送付されます。

- 更新の場合…有効期限の切れる1ヶ月前までに JML 事務局より振込用紙も含めて更新案内が送付されますので、お早目に手続きをお願いします。
- 紛失の場合…再発行します。事務局へご連絡ください。用紙を送付いたします(再発行料¥1,000)
- 有効期限…年会費入金の当月15日までに確認されたものは翌月1日から1年間有効です。  
16日以降月末までに確認されたものは翌月16日から1年間有効です。

事例

2017年3月1日～15日に申込み確認の場合

→ 2017年4月1日～2018年3月31日まで

2017年3月16日以降に申込み確認の場合

→ 2017年4月16日～2018年4月15日まで

※ただし、有効期限を残して事前更新の場合でも前の有効期限終了日の翌日が新しい有効期限の開始日となります(重複することはありません)

## 3、会員の特典について ……

- (1) 全国会員相互の情報紙 **JML・NEWS**「**そらとも**」が配布されます。  
※航空局安全管理情報、会員活動状況、地域イベント、フリーマーケットなど情報満載です。(3～4ヶ月毎の季刊)
- (2) 1事故最大9千万円の「**第三者賠償責任保険**」が付与されます。  
**(※あなたの会員番号が保険番号です。内容詳細を裏面で紹介していますのでご覧ください)**
- (3) 日本航空協会認定の「マイクロライト日本選手権大会」への参加資格が得られます。
- (4) 航空法の飛行許可申請業務の支援が受けられます。
- (5) JML および JML 地域組織で行う安全講習会(資格更新)、大会、イベント、に参加出来ます。



# JML

Japan Microlight aeronautic League

〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 (航空会館 9F)

TEL : 03-3519-2645 Fax : 03-3519-2646

E-mail: [jml@flyers.jp](mailto:jml@flyers.jp) http: //www.flyers.jp

特定非営利活動法人 **日本マイクロライト航空連盟 事務局**



【裏面もご覧ください】

# JML 第三者賠償責任保険

Japan Microlight aeronautic League

—— 第三者に怪我または損害を与えた場合 ——

## ★保険の対象

【裏面もご覧ください】

会員である貴方が、貴方の飛行が原因で第三者に損害を与えて法律上その責任を負わなければならない賠償責任の範囲内に限られます。従ってあなた自身及びあなたの所有物や同乗者は対象に含まれません。

## ★保険の最高限度額及び免責額

最高限度は、1事故あたり9千万円です。免責額は10万円です。

## ★保険金を請求できる事故 JML 会員証の有効期限内で発生した事故が対象です。

超軽量動力機（舵面式、体重移動式、ジャイロプレーン、自作航空機も含まれます）を操縦中、誤って他人を怪我させた場合（対人）、誤って他人の物を壊した場合（対物）で、相手側に支払わないといけない治療費や修理代の賠償金を保険金として請求できます。過去の事例です(抜粋)

## ★保険金を請求できないケース

次の場合、保険契約上の免責となり保険金は請求できません。

- 機材の保管中、組み立て中に生じた事故
- 故意に起こした事故
- 対人から借りた物、預かった物に生じた損害
- 同居している親族に与えた損害
- 戦争・暴動・天災等に起因する事故
- 同乗している人に与えた損害
- 航空法上、必要な許可を受けずに飛行して生じた事故
- 空中衝突により生じた事故

事例1：着陸ミスにより場内で整備中の被害者所有の機体へ接触した。

⇒ 支払保険金¥1,576,000—

事例2：偏流風での着陸操作ミスで滑走路外へ飛び出し、駐機中の機体に接触。

⇒ 支払保険金¥338,616—

事例3：エンストによる不時着時に NTT 電線に接触⇒

支払保険金¥200,722—

事例4：着陸進入時に右に急旋回、被害者所有の機体に接触した。

⇒ 支払保険金¥2,400,000—

事例5：着陸時に滑走路脇の農道に出て来た軽トラに接触した。

⇒ 支払保険金¥110,000—

※幸いにも第三者への人身事故は発生していませんが、安全飛行には常に細心の注意が必要です。

## ★その他の注意事項

※事故が起きた場合、貴方が不必要な負担を避ける為に出来るだけ早く三井住友海上火災保険株式会社にご相談ください。

※あなたが他にこのような保険に加入されている場合は事故報告の時にその旨を必ず申し出て下さい。

この場合は両方の保険から分担して保険金が支払われます。

※貴方の会員登録証に記載された会員番号（JM-000000）が保険番号として扱われます。

## ★万一、事故が起きたら！

速やかに「三井住友海上事故センター 0120-258-189 に連絡し、日本マイクロライト航空連盟の会員であることと、併せて下記の内容をお教えてください。

- ① 貴方の会員番号・住所・氏名・電話番号 ②事故発生の日時・場所 ③事故の状況 ④相手の住所・氏名 ⑤相手（被害者）の怪我・損害の程度 などを連絡し同時に JML 事務局へもご連絡ください。

★保険内容に関する一般的な問合せ先

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第二部 第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 電話：03-3259-3358 Fax：03-3259-7639